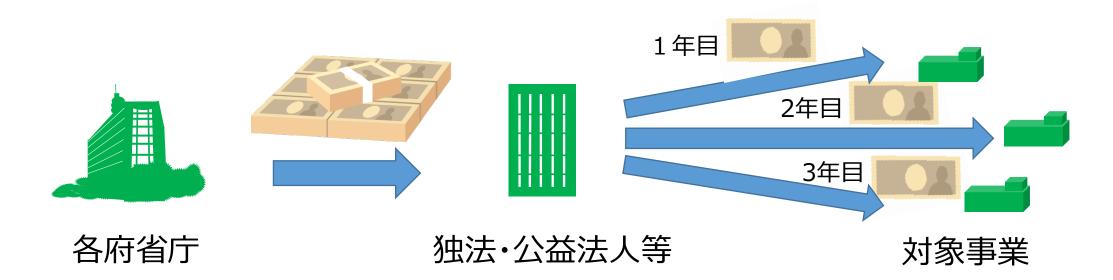
基金(終了予定時期)

- ・産地パワーアップ事業基金(産地生産基盤パワーアップ事業)
- ・担い手経営発展支援基金(担い手経営発展支援金融対策事業)

令和5年11月11日(土) 事務局説明資料

基金とは?

- 独立行政法人・公益法人等が、<u>国から交付された資金を原資</u>として、<u>複数年度にわたり支出することを目的として保有</u>する金銭
- 複数年度にわたり機動的な財政支出ができる<u>利点がある一方で、執行管理の困難</u> さも指摘
- 適正かつ効率的に国費を活用する観点から、各府省庁自らが執行状況を継続的に 把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立することが重要



基金事業の終了予定時期

- ●補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という)抄
 - 3 基金の設置及び基金事業に対する指導監督について
 - (1) 基金事業を終了する時期等に関する基準
 - ア <u>所管府省は、各基金について、以下の①及び②のとおり、基金事業を終了する時期</u>(新規申請の受付を終了した後も既採択分の支払等の後年度負担が発生する事業(以下「後年度負担が発生する事業」という。)においては、新規申請の受付を終了する時期とする。以下同じ。)<u>を設定することとする</u>(ただし、法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業、事業を終了する時期の設定が国際交渉に影響を及ぼすおそれのある基金事業又は犯罪被害者等の救済を継続して行う基金事業については、この限りではない。)。
 - ① 既に設置されている基金については、初回の見直しにあわせ、原則として平成27年度末を超えない範囲内で事業を終了する時期を設定することとする。
 - ② 新たに設置する基金については、原則として設置後10年を超えない範囲内で事業を終了する時期をあらかじめ設定することとする。 なお、法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業及び当面の危機対応や社会経済情勢の変化への対応等のために事業を継続する必要性が認められる基金事業について、所管府省は事業を終了する時期を延長することができる。
 - イ 基金法人は、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行うこととする。
 - ウ 基金法人は、実施した見直しの概要及び次回の見直し時期について、所管府省に報告し、ホームページへ掲載するなど、国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段により公表することとする(以下、公表の手段については、同様とする)。なお、所管府省においても同様の公表を行うこととする。 (注: 独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合に設置された基金は、基金基準の対象外)
- ●経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)抄 第4章 中長期の経済財政運営
 - 1. 中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営 予算の単年度主義の弊害是正に向け、重要な政策課題に多年度にわたって取り組む基金について、EBPMの手法を前提としたPDCAの取組の推進や、<u>基金シートの活用を通じて</u>、基金の特性をいかしつつ、効果的・効率的な支出の徹底や民間の予見可能性の向上、官民連携の推進、事業の効果の見える化・最大化、事業の終了予定時期の設定等を図る。

終了予定時期の設定状況

終了予定時期を設定していない基金事業 65 (令和4年度末全基金事業数 186)

「基金基準」に該当する基金事業 33

「基金基準」に該当しない基金事業 32 (独立行政法人等に設置されたもの)

終了予定時期を設定していない理由(終期を設定していない基金事業のうち、「基金基準」に該当する33について)

- ・「基金基準」の終期設定の3つの例外①~③に該当するとしているもの18
 - ①法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがないため 12
 - ②事業を終了する時期の設定が国際交渉に影響を及ぼすおそれがあるため 1
 - ③犯罪被害者等の救済を継続して行うため 5
- ・上記以外の理由により設定していないもの 15
- ①社会情勢や取組の進捗を踏まえて事業を行っていく必要があるため 9
- ②継続的に行っていくことで、セーフティネットとしての役割を持つため 8
- ③政府が定めた方針や計画等に基づいて実施しているため 9 (担い手経営発展支援基金、産地パワーアップ事業基金等)
 - ※複数の類型に該当する基金事業あり

産地パワーアップ事業基金の概要

【事業概要】 TPP関連の事業であり、産地が目指す「収益性の向上」又は「生産基盤の強化」につながる目標とその 実現を図るための複数の取組を記載した「産地パワーアップ計画」に位置づけられた農業者や農業者団体 による農業機械の導入等を支援

【基金設置法人】(公財)日本特産農産物協会

【基金造成年度】 平成 2 7 年度

【終了予定時期】 <u>未定</u>

【基金残高】 292億円(令和4年度末)

【成果指標】 ※ 下記のほか、アクティビティ(活動内容)に応じ、2種の成果指標を設定

アクティビティ

収益力強化に計画的に取り組む産地の農業機械の導入等

アウトプット

(活動指標) 産地パワーアップ計画等策定件数

(活動実績) 令和3年度:143件、令和4年度:113件

短期アウトカム

(成果指標) 事業実施地区における目標年度の産地パワーアップ計画の達成度

(成果目標) 80% (成果実績 令和3年度:80%、令和4年度:85.1%)

中期アウトカム

(成果指標) 直近3年を目標年度とする事業実施地区における産地パワーアップ計画の達成度

(成果目標) 80% (成果実績 令和3年度:57%、令和4年度 107.2%)

長期アウトカム

(成果指標) 農林水産物・食品の輸出額

(成果目標) 令和12年度に50,000億円 (成果実績 令和3年度:12,382億円、令和4年度 14,148億円)

【執行乖離の状況】

令和3年度 乖離率:82.0% (事業費見込み:35,239百万円 事業費:6,346百万円)

令和4年度 乖離率:80.3% (事業費見込み:33,603百万円 事業費:6,604百万円)

4

担い手経営発展支援基金の概要

【事業概要】 TPP関連の事業であり、認定農業者が新たに攻めの経営展開のために借り入れるスーパー L 資金及

び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減等

【基金設置法人】(公財)農林水産長期金融協会

【基金造成年度】 平成27年度

【終了予定時期】 未定

【基金残高】94億円(令和4年度末)

【成果指標】

アクティビティ

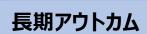
農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定事業者等が新たに攻めの経営展開のために借り入れるスーパー L 資金及び農業近代化資金について、貸付当初 5 年間の金利負担を軽減等



(活動指標) 各年度末時点の交付決定に係る累計貸付額

(活動実績)

令和 2 年度: 4,550億円、 令和 3 年度: 5,438億円、 令和 4 年度: 6,362億円



(成果指標) 本事業に係る融資先の5年後の売上金額の増加割合

(成果目標) 15% (成果実績 令和3年度:37%、令和4年度:40%)

【執行乖離の状況】

令和3年度 乖離率:53.2% (事業費見込み:1,428百万円 事業費:668百万円)

令和4年度 乖離率:48.4% (事業費見込み:1,391百万円 事業費:718百万円)

担い手経営発展支援基金の終了予定時期

令和4年秋の年次公開検証(秋のレビュー)における指摘事項

担い手経営発展支援基金について、執行実績や具体的な需要等を基に、合理性・現実性のある事業見込み・執行計画に見直すとともに、保有水準についても精査すべき。また、加えて、**事業の目的を早期に達成する観点からも、本基金の終期について検討すべき。**



O 令和4年秋の年次公開検証の指摘事項に対する各府省庁の対応状況 (令和5年10月27日行政改革推進会議資料) (略) 本基金の終期については、本事業の実績やTPP等の協定発効後の動向等を踏まえ、検討していくこと とした。

【参考】終了予定時期を設定していない理由(令和5年度基金シート)

「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定)における「機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする」との政府全体の取決めに基づき、農業の体質強化対策として本事業を実施しているものであり、現時点において具体的な終期を設定しているものではないが、本事業の実績やTPP、日米貿易協定、日EU・EPA等の協定による段階的な関税削減等のプロセスが及ぼす農業者への今後の影響等を踏まえ、終期を検討していく。

主な論点

- 毎年予算を議決するルールの例外である基金について、終了予定時期が設定されていないのはおかしいのではないか(本来は毎年検証した上で予算措置すべき)
 - ▶ 終期が設定されていないと、基金事業としていつまでに何を達成するのか、という具体的な成果目標の設定ができないのではないか
 - ▶ 終期が設定されていないと、資金の保有規模の妥当性が精査できないのではないか
 - ▶ 本来は短期の予算措置を行い、短期の成果目標の達成状況を検証した上で、再度の予算措置を検討すべきではないか
- 毎年度のように予算積み増しを行っているのであれば、あえて基金を設置する意義がないのではないか
 - ➤ <u>毎年度の所要額がわかるのであれば、毎年度予算措置すれば十分で</u>はないか(繰越制度があるので事実上2年 分の予算を確保することは可能)
 - ▶ 産地パワーアップ事業基金は、300億円前後の残高がある中で、毎年50億円程度の予算措置・60億円程度の 執行をしており、基金にする必要はないのではないか(農水省は、毎年300億円超の事業を見込んで予算措置して いるにも関わらず、実際の執行は60億円程度に留まっている。)